

## 令和3年度 エンジニア確保支援事業助成金募集要項

### 1 助成内容

区内企業（個人事業主を含む、以下同じ。）が人材紹介会社、転職サイト等（以下、人材紹介会社等という。）を利用してエンジニアを採用（雇用契約を締結）した場合に企業が支払った人材紹介手数料等の一部を助成します。

### 2 助成額

助成限度額50万円（助成率：助成対象経費の1/2）

### 3 申請（募集）期間

令和3年5月6日（木）～令和4年2月28日（月）（午後5時まで）

※申請（募集）期間中に予算額に達した場合、募集を終了します。

### 4 助成対象者

次に掲げる要件全てを満たす区内企業であること。

(1) 申請時点で区内に主な事業所を1年以上継続して有すること。

（登記簿謄本または法人都民税納税証明書等で品川区の住所が確認できること。）

(2) 次に掲げる要件のいずれかに該当すること。

①資本金の額もしくは出資の総額が3億円以下または従業員の数が300人以下の製造業者（以下「中小製造業者」という。）であること。

②資本金の額もしくは出資の総額が3億円以下または従業員の数が300人以下の情報サービス業者（以下「中小情報サービス業者」という）であること。

\*「情報サービス業」とは、日本標準産業分類における大分類「情報通信業」のうち、中分類「情報サービス業」および中分類「インターネット附随サービス業」を指します。

③製造業または情報サービス業を営む個人事業者であること。

(3) 個人事業主の場合は、税務署に提出した個人事業の開業届の写し（税務署受付印のあるもの）により、品川区区内所在等が確認できること。

※ただし、下記の事項のいずれかに該当する場合は、申請できません。

(1) みなし大企業。なお、みなし大企業とは次に掲げる要件のいずれかに該当する企業を指します。

①一つの大企業（中小企業以外の者）が発行済み株式総数または出資総額の1/2以上を単独に所有または出資している企業。

②複数の大企業が発行済み株式総数または出資総額の2/3以上を所有または

出資している企業。

③役員半数以上を大企業の役員または職員が兼務している企業。

④その他大企業が実質的に経営に参画していると考えられる場合。

- (2) 法人事業税および法人住民税（個人事業者にあつては個人事業税・住民税）を滞納している場合。
- (3) 品川区に対する使用料等の債務の支払を滞納している場合。
- (4) 品川区および他の公的機関（国、都道府県、市区町村、中小企業振興公社等）から同一の内容で助成金等を受けている場合。
- (5) 民事再生法または会社更生法による申立て等、助成事業の継続について不確実な状況である場合。
- (6) 品川区暴力団排除条例に規定する暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する場合。

## 5 助成対象経費

次に掲げる要件全てを満たすこと。

- (1) 人材紹介会社等を利用してエンジニアを採用した場合に企業が支払った人材紹介手数料等の費用のうち、令和3年4月から令和4年3月までの期間に支払が完了するもの。
  - ①助成金の交付は1社につき、助成金額にかかわらず、同一年度内につき1回（エンジニア1人分）までとします。
  - ②品川区および他の公的機関（国、都道府県、市区町村、中小企業振興公社等）から同一の案件に対して助成金等を受けている場合は、助成対象外とします。
  - ③エンジニアの採用との関係が不明確な経費は助成対象外となります。
- (2) 請求書・領収書等により経費支払が確認できること。
  - ①実績報告時に、全ての経費について請求書、領収書もしくは振込記録等の帳票書類による支払の確認をします。書類に不備がある場合には助成対象外になる場合があります。
  - ②申請年度以前に人材紹介会社等と契約をしている場合、申請年度に支払いが発生した経費のみ助成対象となります。
  - ③それぞれ消費税は助成対象経費として認めます。
  - ④手形、小切手等による支払の場合、申請年度内に相手方に入金がされなければ助成対象経費として認められません。
- (3) エンジニアの採用が確認できること
  - ①実績報告時に、エンジニアの就業状況の確認をします。書類に不備がある場合、助成対象外になる場合があります。
  - ②申請時にエンジニアが退職している場合は助成対象外となります。
- (4) 助成対象となるエンジニアについて
  - 【情報通信事業者】
    - ①プログラマー

- ②ソフトウェア開発者
- ③ネットワークエンジニア
- ④カスタマエンジニア
- ⑤システムエンジニア
- ⑥WEBデザイナー
- ⑦データサイエンティスト
- ⑧その他区長が認めたもの

**【製造事業者】**

- ①研究開発
- ②設計開発
- ③生産・製造技術
- ④品質管理
- ⑤プロダクトデザイン
- ⑥メンテナンス
- ⑦その他区長が認めたもの

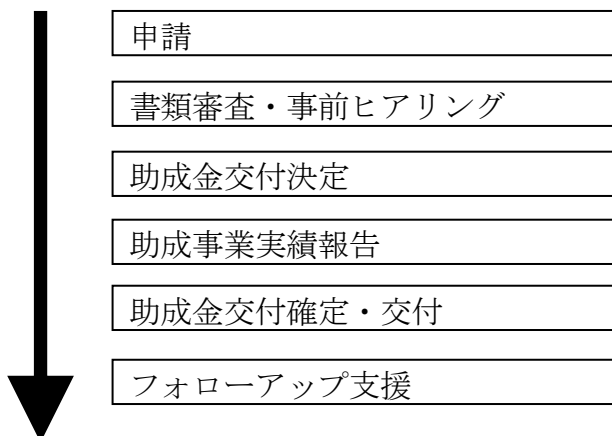
※これらの職種は一例になります。

※理工系の教育機関（大学・高校・専門学校等）で専門技術を習得し、新卒でエンジニアとして業務に従事している場合は助成対象のエンジニアとなります。

(5) 次に掲げる経費は対象外となります。

- ①人材紹介会社等のウェブサイトへの掲載利用料  
※掲載のみで人材紹介手数料が発生しないもの
- ②エンジニアとしての業務が未経験の方を採用した場合の人材紹介手数料  
※理工系の教育機関（大学・高校・専門学校等）で専門技術を習得している方は対象となります。

## 6 事業全体の流れ



## 7 申請にあたって

### (1) 申請方法

申請については、下記のオンライン申請または書類提出にて受け付けます。

#### ①オンライン申請

商業・ものづくり課ホームページ「品川区中小企業支援サイト」より、申請して下さい。

・申請用 URL

[https://www.mics.city.shinagawa.tokyo.jp/soshikikarasagasu/sangyokasseik  
atanto/joseikin/163.html](https://www.mics.city.shinagawa.tokyo.jp/soshikikarasagasu/sangyokasseik<br/>atanto/joseikin/163.html)

※ポータルサイトより仮登録をしていただきます。

仮登録の際に記載されたメールアドレス宛に本登録用の URL を送付します。

・ポータルサイトより、以下の情報を入力してください。

ア) 【法人】 法人名

【個人】 個人名

イ) 【法人】 法人番号および代表者肩書・氏名

【個人】 屋号

ウ) 郵便番号

エ) 住所（市区町村・番地・マンション名等）

オ) 対象経費名（個別）

カ) 対象経費額（個別）

キ) 助成対象経費額（総額）

ク) 助成申請額

ケ) 創業年

コ) 品川に主たる事業所を設置した年

サ) 業種

シ) 事業内容

ス) 従業員数

セ) 資本金（法人の場合のみ）

ソ) 担当者の氏名および所属、連絡先（電話番号、メールアドレス）

※入力項目は変更になる場合があります。

※申請必要書類については、下記「申請時提出書類」をポータルサイトからアップロードしてください。

#### ②書類提出による申請

下記「申請時提出書類」を申請期間内にご提出ください。

（書類提出先につきましては、14をご確認ください。）

### (2) 申請時提出書類

①エンジニア確保支援事業助成金交付申請書（区指定様式）※オンライン申請の場合は不要

②エンジニア確保支援事業計画書（区指定様式）

- ③経費内訳書（区指定様式）※オンライン申請の場合は不要
  - ④人材紹介会社等を利用したことがわかる書類（契約書、利用申込書等の写し）
  - ⑤人材紹介会社等に支払う費用の見積書・請求書の写し
  - ⑥人材紹介会社等に支払う費用の返金条項がわかる書類の写し
  - ⑦雇用契約書（労働条件通知書等）の写し
  - ⑧採用者の履歴書および職務経歴書の写し
  - ⑨就業規則
  - ⑩（法人）履歴事項全部証明書（コピー可）  
※申込日より3か月以内に発行のものに限る  
（個人）開業届（コピー可）
  - ⑪（法人）法人事業税納税証明書および法人都民税納税証明書（コピー可）  
（個人）個人事業税納税証明書および住民税納税証明書（居住地用と事業所用）（コピー可）
- (3) 区指定様式の入手について  
商業・ものづくり課ホームページ「中小企業支援サイト」下記ページよりダウンロードしてください。  
<https://www.mics.city.shinagawa.tokyo.jp/soshikikarasagasu/sangyokasseikatanto/joseikin/163.html>
- (4) 留意事項
- ①提出された書類、参考資料等は返却できません。
  - ②審査内容に関するお問い合わせについては、一切応じかねます。
  - ③オンライン申請が完了するとマイページを付与します。提出資料の不備・不足による再提出はマイページから行っていただけます。また、審査の進捗状況は、マイページで確認することができます。

## 8 書類審査および事前ヒアリングの実施について

- (1) 提出された申請書等の書類審査を実施します。
- (2) 助成要件等を確認するため、申請企業に対して区職員および商工相談員による事前ヒアリングを実施します。ご協力をお願いします。

## 9 助成金交付決定額について

- (1) 助成金の交付決定額は、助成金申請額と異なる場合があります。
- (2) 交付決定額は助成金額の上限額を示すものであり、実績報告の検査後に助成金額を確定します。（交付予定額から減額されることがあります。）

## 10 助成金交付決定後の手続き

助成金の交付決定後、次の書類をご提出いただきます。ご提出は、オンラインのマイページまたは書類提出にて受け付けます。

- (1) ①エンジニア確保支援事業助成金実績報告書（区指定様式）※オンライン申請の場合は不要
- ②エンジニア確保支援事業実績報告書 別紙（区指定様式）
- ③経費支払が確認できる書類（請求書・領収書等）  
※領収書が発行されていない場合は振込の控え・通帳の写し・当座勘定照合表等で代替可
- ④その他実績確認するにあたり必要となる書類
- (2) 実績報告の検査終了後、概ね1か月以内に助成金を振り込みます。
- (3) 採用者が申請年度内に退職（解雇、退任等も含む。）したときは、速やかに報告してください。この退職により、申請者が人材紹介会社等から人材紹介手数料等の返還を受けたときは、当該返還を受けた人材紹介手数料等のうち助成金相当額の返還を命ずることがあります。

## 11 助成金交付決定の取り消し

次の（1）～（4）のいずれかに該当した場合は、助成金交付決定を取り消すことがあります。（「12 助成金の返還」参照。）

- (1) 申請年度の3月31日までに支払が完了しないとき。
- (2) 申請年度の3月31日までに「4 助成対象者」に掲げる要件から外れたとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき、または受けようとしたとき。
- (4) 助成金を他の用途に使用したとき、または使用しようとしたとき。

## 12 助成金の返還

助成金交付決定の取り消しその他により助成金を返還する事由が生じた場合には、助成金の交付を受けた日から当該返還金の完納の日までの期間の日数に応じ、当該助成金の額につき年10.95%の割合で計算した違約金額を付した額を、区が指定する方式により返還していただきます。

## 13 その他

- (1) フォローアップ支援について

助成金交付に係る実績報告時等において、区職員および商工相談員（人材アシストマネージャー）による就業状況の確認や人材定着支援などのサポートを行うことを目的とした「フォローアップ支援」を実施します。

(2) 助成対象者の公表について

助成対象となった企業については、企業名（個人事業者の場合は事業者名）、代表者名、所在地、電話番号、助成金額等をホームページ、品川区広報紙により公表する場合があります。

## 14 問い合わせ・書類提出先

〒141-0033

品川区西品川1-28-3 品川区立中小企業センター2階

品川区地域振興部商業・ものづくり課産業活性化担当

TEL：5498-6352（直通）

FAX：5498-6338